

平成三十一年一月四日付け広島県報（定期）第一号に登載の広島県告示第五号（漁業の変
更免許）の一部を次のように訂正する。

農林水産局水産課長

ページ	行	誤	正
一	後ろから五	福山市鵜飼町七〇二番地一	府中市鵜飼町七〇二番地一